



発行所 神戸市食品衛生協会 神戸市中央区加納町6丁目 神戸市保健福祉局生活衛生課内 電話(331)8181 内線3341

菊正宗

辛口の菊正宗 神戸・灘 菊正宗酒造株式会社

二〇〇四年新年あいさつ

神戸市長 矢田 五郎

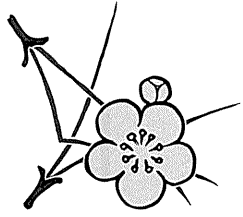


謹んで新年のご挨拶を申し上げます。今年、震災から9年を迎えます。神戸市では、震災10年に向けて残された課題やこれからの「神戸づくり」をどうするかを明らかにするため、市民のみなさんのご意見もいただきながら、「復興の総括・検証」を進めてまいりました。1月中旬にも、この総括・検証がまとまる予定ですが、今後はこれを受け、復興の総仕上げに向け、一つひとつ着実に取り組みを進めていきたいと考えています。

また、わたしは常々、神戸の活力の源は「自分たちのまちは、自分たちでよくしていこう」という思いをもった市民の力だと強く感じています。まず、地域、都市が元気に元気に元気に、国も元気に元気に元気に、これからは、神戸から元気を発信していけるよう、また、より魅力的なまちになるよう、市民のみなさんと一緒に頑張っていきたいと思

たと思っています。神戸は震災という辛い経験を通して、地域のみなさんが共に力を合せることの大切さに気づきました。こういった中で、地域のつながりや力を最大限発揮できるしくみとして、「協働・参画三原則」をできるだけ早く作りあげたいと思います。地域経済の活性化や雇用の面では、14年度からの4年間で2万人の雇用創出を目標にして取り組み、特に医療、福祉、環境など成長分野の産業育成などに努めており、特区構想、企業誘致のための優遇措置なども積極的に進めています。今後は、観光振興にも力をいれていきたいと考えています。神戸には多くの観光資源があります。みんなでおもてなしの気持ちを持ち、美しい神戸にすれば、より多くの人に訪れてもらえ、新たな人と人の交流が生まれると思います。

行財政改革では、昨年、外部評価委員に市の一部の事務事業について評価をしていただきました。今後は、これらの意見を真しに受け止め、市民の暮らしを守るために、何をすべきなのかを、



「健康こうべ21」の推進で市民の健康づくりを支援

神戸市保健福祉局長 中村 三郎



明けましておめでとうございます。皆様には、健康やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。本市の保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、21世紀に入り、遺伝子組換え食品の登場など食品の多様化、流通の国際化の進展などにより、私たちの食生活は以前にも増して大きく変化し、ますます多様で豊かなものとなっております。一方で牛海綿状脳症(BSE)の発生及び食品の偽装表示事件、輸入野菜の残留農薬基準違反事件及び輸入ダイエット食品による健康被害など、市民の食の安全に対する信頼を揺るがすような出来事が相次ぎ、食品の安全と安心確保を図ることについて、食品業界に期待は大きく、食品衛生行政の責務は従来にも増して重いものとなっております。

国の段階でも昨年の「食品安全基本法」の制定と「食品衛生法」の大幅改正により食品衛生行政の根幹は「国民の健康の保護」で

美味しさと信頼の品質。
ワインに包まれる、ひとときの余韻をお楽しみください。
高級品種神戸産ブドウ100%使用の本格派ワイン。

お問合せ先
㈱神戸ワイン 販売課
TEL 078-991-3911

自主管理の推進で食の安全・安心の確保を

会長 平井 千代治



新年、明けましておめでとうございます。旧年中は、何かと協会運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様方のご尽力により、神戸市の食の安全と安心確保に貢献してまいりました。また、経済環境も長引くデフレにより、消費が低迷し、食品業界も苦しい経営環境に直面しています。また、消費が低迷し、食品業界も苦しい経営環境に直面しています。

各支所の活動により、地域社会の活性化と発展に寄与してきた役割は大なるものがあると思います。協会発展のためご尽力いただいた行政当局をはじめ歴代役員各位に改めて感謝と敬意を表したいと思います。そのことが消費者の食にたいする信頼回復に必ずつながるものと確信いたします。神戸市食品衛生協会といたしまして、市民の一層の期待にこたえるべく自主管理体制の確立、食品衛生知識の普及・高揚等の諸事業を展開し食の安全と安心確保に向け一致団結してその任務を果たしてまいりたいと思っております。4月には、(社)日本食品衛生協会の近畿ブロック大会という大きな会議が神戸市の当番で開催が予定されています。皆様方の更なるご支援・ご協力をお願い申し上げます。最後に皆様方の益々のご健勝とご繁栄を祈念して新年のごあいさついたします。

魚新

食の棚 フーケット (鮮魚部門)

有限会社 魚新

〒653-0036 神戸市長田区腕塚町5丁目3-1-003
アスタくにつか1番館南棟地下
TEL. (078) 611-1663

おいしいと健康 Glico

わたしたちはあらゆる世代、あらゆる国の人々に「おいしいと健康」をお届けします。

神戸グリコ株式会社
〒651-2271 神戸市西区高塚台7-1 TEL.078-992-6435

おいしいの定番です。 BonChi ほんち株式会社

おいしいの定番であるために、たえず進化しつづけることが大切だとほんちは考えます。

本社 〒532-0036 大阪府淀川区三津屋中2丁目15番4号
販売部 〒343-0804 埼玉県越谷市南越谷832番地

厚生労働大臣表彰 受賞のよろこび



ほんち株式会社 神戸工場
代表取締役社長 竹馬 勇

新春を迎え謹んで新年のご挨拶を申し上げます。中にも有って、生産量、就業人員とも最大規模の工場です。生産品目は、あらゆる、せんべい、スナックと多岐に亘り国内はもとより海外へも商品を提供しています。

昨年十月二十四日東京明治座におきまして平成十五年度食品衛生優良施設として、厚生労働大臣賞の栄を賜りました。

これも偏に行政当局並びに神戸市食品衛生協会の皆様のご指導、ご支援の賜物によるものと深く感謝申し上げますとともに厚く御礼申し上げます。

当工場は神戸西北部の西神工業団地に大阪工場を移転するべく第一期建設を昭和五十九年四月に開始、同十一月稼働以降平成元年十一月、平成三年十一月と三期に分けて完成させました。

工場は二棟からなり建築面積延べ一萬六千平方メートルで、当社国内三工場の中で、

費用に求められている安全で安心な商品を提供する為、常時新情報の収集と品質管理並びに記録の重要さを改めて実感しています。

受賞の栄を機に、現在進めています整理・整頓・清掃・清潔・しつけの5S運動をより推進し、ISO資格の取得と消費者の目線にたった生産活動を進めてまいりますので今後とも更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご発展を心からお祈りし、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

新春を迎え謹んで新年のご挨拶を申し上げます。東灘区は若い世帯の家族が増加しています。新しい購買層に家庭の味を木目細かい対面サービスを提供し、この厳しい不況を乗り越えようと思っております。そのためにも安全安心な食品を提供する事が最重要であると肝に銘じております。

今後は食品業界が一致団結して消費者の信頼回復を図るため、神戸市食品衛生協会の活動が

神戸グリコ株式会社
代表取締役社長 櫻井 博之

平成十六年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年十月二十四日東京明治座におきまして平成十五年度食品衛生優良施設として、厚生労働大臣表彰の栄を賜りました。これも偏に行政当局並びに神戸市食品衛生協会の皆様方のご指導、ご支援の賜物であると、心より感謝申し上げますと共に厚く御礼申し上げます。

昨今の一連の食品関連の不祥事とそれに伴うお客様の品質に対する不安

重要となります。私も兵庫県煮豆惣菜組合も微力ながら地域での食品衛生活動に尽力してまいりたいと思っております。最後になりましたが、皆様方のご健勝とご発展をお祈り申し上げ受賞のお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

新春の慶き日を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。冒頭、誠に恐縮にございますが、昨年十月二十四日、東京は日本橋にございまして明治座におきまして、平成十五年度食品衛生功労者として、厚生労働大臣より栄えある表彰状を賜り、誠に光栄の極みにございます。

これも偏に神戸市保健協会並びに神戸市食品衛生協会の皆様よりご指導、ご鞭撻をいただいたお陰と、心より感謝申し上げます。

思い起こせば、私は昭和三十六年に魚介類販売業に就き、以来家業として勤しんでまいり

た。この消費者と協同による巡回と懇談は20年以上続いています。最近、また消費者の信頼を失う事件が全国的に続発しており、より一層襟を正し、衛生管理に努めなければと思っております。

震災の被害が甚大であった長田区においても再開が進み、市場や店舗の復興も遂げられつつあり、これまでご支援いただいた各方面の方々に感謝いたしますと共に、今後一層地域の人々、消費者の方々に信頼され、愛される市場・食品業界でありたいと努力してまいりたいと思っております。

末筆ながら、当協会の関係者の皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。有難うございました。



平成十五年度 厚生労働大臣 表彰 日食協会長

平成十五年度食品衛生功労者並びに食品衛生優良施設の表彰式が、昨年十月二十四日東京日本橋の「明治座」において、多数の来賓を迎え、厳粛な中にも華やかに挙行されました。日本食品衛生協会大倉理事長から選考経過が報告された後、厚生労働大臣、日本食品衛生協会会長から表彰状が授与されました。

神戸市関係で晴れて表彰を受けられた方々は次のとおりです。(順不同)

食品衛生功労者

○厚生労働大臣表彰

東灘支所	松山 勲夫
長田支所	幣 良佑
支部	大原 昇一

食品衛生優良施設

○日本食品衛生協会会長表彰

灘支所	岡 松時哉
中央支所	河野 勝雄
兵庫支所	内藤 豊彦
垂水支所	上 東公治
西支所	伊 東賢一

食品衛生優良施設

○厚生労働大臣表彰

ほんち株式会社 神戸工場
代表取締役社長 竹馬 勇

食品衛生優良施設

○日本食品衛生協会会長表彰

大昌水産株式会社第一加工工場
代表取締役 田 寺 三枝子

食品衛生優良施設

○日本食品衛生協会会長表彰

ニューオータニ神戸ハーバーランド
株式会社オータニコーポレーション
代表取締役社長 星 野 ふじ代

食品衛生優良施設

○日本食品衛生協会会長表彰

株式会社丹波屋 工場
代表取締役 丹 羽 勝

食品衛生優良施設

○日本食品衛生協会会長表彰

株式会社サンヨーマーケット 塩屋店
代表取締役 香 山 治 摩

食品衛生指導員

昨年十月二十三日、東京都中央区・中央へ

で開催された第43回食品衛生指導員全国大会において表彰式が行われました。

神戸市関係で次の一名の方が表彰を受けられました。

○日本食品衛生協会理事長表彰

兵庫支所 小 倉 文一郎

生活衛生功労者

○日本食品衛生協会理事長表彰

昨年十月二十九日、東京のホテルニューオータニにおいて、神戸市関係で次の方が、厚生労働大臣から表彰を受けられました。

中央支所 川 内 恒 人

厚労省食品保健部長表彰

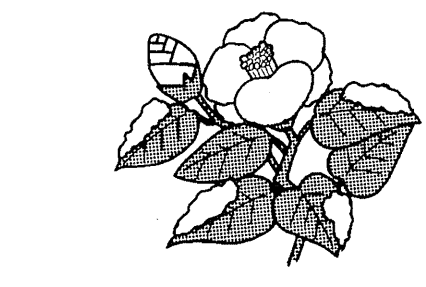
○厚労省食品保健部長表彰

昨年四月十一日、奈良市内の三井ガーデンホテル奈良で開催された平成十五年度社団法人日本食品衛生協会近畿ブロック大会で、厚生労働省食品保健部長表彰式典があり、神戸市関係で次の方が表彰を受けられました。

北支所 丹 波 清 一

叙 勲

平成十五年度の秋の叙勲で、当協会の常任理事(中央支所長)の黒郷昭太郎氏が、栄えある旭日単光章を受章されました。



支部事業だより

第四十回定時総会の開催

平成十五年六月十日（ニューオーターランド）において、神戸市保健福祉局の平井健康部長、兵庫健康福祉部の横山生活衛生課長をはじめとして、多数の来賓を迎えて盛大に開催された。代議員定数百五十名中百二十八名の出席を得て、平成十四年度事業報告、決算報告及び監査報告を受けた後、平成十五年度事業計画案及び予算案を審議し、いずれも原案どおり可決承認された後、役員改選があり、新役員が決定しました。

市長並びに協会長表彰

総会に続いて、食品衛生功労者、食品衛生優良施設等の表彰式が協会創立四十周年記念式典の中で行われました。

当協会表彰規定にもとづき、各支所長から内申のあった食品衛生功労者、優良施設、優秀団体及び優良従業員に、神戸市長並びに神戸市食品衛生協会会長から表彰状と記念品が贈られました。

功労者	十二名
優良施設	十三施設
優秀団体	四団体
食品衛生協会会長表彰	
功労者	十七名
優良施設	十六施設
優秀団体	九団体
優良従業員	五十八名

神戸市食品衛生協会創立四十周年記念式典の開催

昨年は、当協会が設立されて四十年という節目の年にあたります。当協会は（社）日本食品衛生協会の神戸支部としての役割も担っており、市内五ヶ所の各食品衛生監視事務所内にある各支所（九ヶ所）と綿密な連携をはかりながら、食品衛生関連事業の推進に努め、飲食に起因する食中毒、感染症、その他の危害を未然に防止し、食品衛生の向上をはかることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的として活動してまいりました。

創立四十周年感謝状

（社）日本食品衛生協会 十六名
 ○神戸市長 十四名
 ○神戸市食品衛生協会 二十一名

食品衛生指導員の活動

「食の安全・安心」向上で、消費者の信頼回復をはかる。食品衛生指導員の方々は多忙な業務のかたわら、食品に係る事件や不祥事等の発生によって、食品の安全性に対する消費者の信頼回復をはかるべく、地道な活動を続けております。営業者による自主管理の推進をはかるため、巡回指導や研修会への参加など積極的に活動を進めました。

年間重点目標

- ①自主管理表の記録状況の確認
 - ②食品衛生責任者による教育・指導
 - ③施設内外の清潔保持
 - ④食品取扱設備の衛生管理
 - ⑤廃棄物の適正処理
 - ⑥食品営業賠償共済の加入
- ※①～⑥は全国統一の事業活動項目
 ③④⑥は神戸市独自の事業活動項目

二、活動内容

- ①支部研修会・支所研修会
 昨年七月十四日（月）神戸市産業振興センターにおいて、食品衛生指導員七十三名の参加を得て開催しました。
- 研修会は、講師としてスーパー業界のトップ企業に躍進したイオングループの（株）フードサプライジャスコ本社の品質管理室長として活躍されている岡崎博子先生をお迎えして、「食品加工場でのATPを活用した衛生管理手法について」と題して特別講演をしていただいた後、神戸市食品衛生協会の富永参事から、今年度公布された食品衛生法の大改正を含めた「食品衛生の動向について」と題してお話をいただきました。最近の話題がテーマだったので、指導員一同熱心に拝聴しました。また、各支所においてもそれぞれ研修会・施設見学会等を実施いたしました。

②特別巡回指導の実施

食品による事故が発生しやすい夏季の八月（今年度から食中毒予防月間になった）、九月と食品が大量に流通し、その取扱が複雑になりやすい十二月を特別巡回指導期間として各支所において、食品衛生指導員と食品モニター（消費者）・婦人会・行政が協働で実施しました。

③各種講習会の実施

一、食品衛生責任者講習会
 営業者の自主管理体制強化の一環として、各施設に「食品衛生責任者」の設置が義務づけられています。平成九年に神戸市食品衛生責任者講習会が改正されたことにも対応し、新たに神戸市長の指定を受け、食品衛生責任者養成講習会（新たに食品衛生責任者となる者が受講し、食品衛生責任者実務講習会（すでに食品衛生責任者である者が営業許可更新時に受講）を実施しております。

④食協共済事業の推進

食品の賞味期限や添加物・原産地等の表示、温度管理や包装状態等の保存、陳列状況についてチェックリストをもとに点検した。点検したすべての施設において、食品衛生法などの関係法令に違反する事実は認められませんでした。

⑤各支所の活動

- ①定時総会
- ②優良施設・優良従業員支所表彰
- ③食品衛生指導員、支所研修会及び指導員活動への支援
- ④食品衛生責任者実務講習会の開催
- ⑤各種衛生講習会
- ⑥食品営業賠償共済・生命共済への加入勧奨
- ⑦食品衛生啓発用リーフレットの作成配布

⑧その他

（社）日本食品衛生協会近畿ブロック連絡協議会の当番都市としての活動（輪番制）
 平成十四年七月三十一日京都市で開催された平成十四年度近畿ブロック連絡協議会総会が当協会の平井会長が会長に就任（輪番制）され、平成十六年度ブロック総会までの二年間、当協議会の業務を担当することになりましたので、その活動を報告します。

⑨食協ニュース速報の発行

市内で発生した食中毒事件の概要を中心に平成十一年から発行し、各支所及び支部役員の所属する組合事務所あてにFAX送信によりお知らせして注意喚起しております。事故防止の一助になればと思います。ちなみに昨年は十一月末までに食中毒事故が六件発生しております。

⑩各支所への活動

- ①平井会長が（社）日本食品衛生協会の副理事長に就任し（近畿ブロック会長として）、定例及び臨時に開催される常任理事会に出席しました。
- 平成十五年近畿ブロック大会・連絡協議会の開催と出席
 日時：平成十五年四月十一日（金）、十三時、場所：三井ガーデンホテル奈良 神戸市食品衛生協会からは平井会長以下十名出席
- 平成十五年近畿ブロック連絡協議会総会の開催
 日時：平成十五年八月一日（金）、十三時三十分、場所：ニューオーターランド二神戸ハーバーランド 神戸市食品衛生協会からは平井会長以下九名出席
- 近畿ブロック連絡協議会の十六年度日程
 ①平成十六年度近畿ブロック大会・連絡協議会の開催
 日時：平成十六年四月二十三日（日）十三時、場所：ニューオーターランド二神戸ハーバーランド
 参加予定人数：二百五十人（神戸市から百人）
- 平成十六年度近畿ブロック連絡協議会総会の開催
 日時：平成十六年六月二十八日（月）十三時三十分、場所：ニューオーターランド二神戸ハーバーランド

この会議をもって平井会長は近畿ブロックの会長を退任いたします。会員の皆様方には、特に四月二十三日（金）の近畿ブロック大会は神戸市が八年に一回輪番制でまわってくる開催当番都市になっており、多数の参加をお願いすることとなりますが、なにとぞよろしく願っています。

「インフルエンザとSARS」

インフルエンザの流行シーズンになっています。インフルエンザは毎年12月から2月にかけて流行します。昨年春アジアをはじめとする各地で流行したSARS（重症急性呼吸器症候群）も、その原因となるSARSコロナウイルスが低温・乾燥に強いので寒い冬の再流行が心配されています。

SARSとインフルエンザの症状は区別が難しい!
 いずれも38℃以上の急な発熱と悪寒、頭痛などの全身症状が見られ、咳やひどくなると肺炎などを併発します。インフルエンザとSARSは、初期症状で見分けることが非常に難しく、いずれも、高齢者ほど重症化します。

SARSと区別しにくいインフルエンザの予防対策を
 ・流行期間中はできるだけ人ごみをさける。
 ・外出から帰ったら、必ず石鹸で手を洗い、ていねいにうがいをする。
 ・バランスのよい食事や十分な休養、睡眠をとる。
 ・部屋の湿度を保つ。

インフルエンザ予防接種を受けておこう!
 インフルエンザ予防接種の効果は30～80%程度といわれ、予防接種をしても、インフルエンザにかかってしまうことがあります。しかし、肺炎などの重症化予防の効果は30～70%といわれ、かかっても軽くて済みます。そのため、インフルエンザの予防接種を受けておけば、万一、SARSの感染が疑われるときインフルエンザとの区別がしやすくなります。

六十五歳以上の高齢者、呼吸器や心臓・腎臓などの持病がある方、SARSの流行地域への渡航予定のある方、SARSの流行があった地域からの来日者と接触機会が多い方には特に接種をお勧めいたします。

市内の予防接種実施医療機関で受けることができます。

料金 一般（一回目） 4,080円
 高齢者（65才以上） 1,000円

SARSが心配なときは
 SARSの流行地域から帰国するなどして10日以内に38℃以上の熱、咳などの呼吸器症状の出た方は、事前に区保健福祉部や保健所に電話連絡し、その指示に従ってマスクをして、医療機関を受診しましょう。

問合せ先
 神戸市保健所予防衛生課 TEL 232-7586

神戸発、新個性感覚
 人とホテルの新しい潮流



The New Chani
 ニューオーターランド二神戸ハーバーランド

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-5
 TEL (078) 360-1111 FAX (078) 360-7799
 http://hrt.newotani.co.jp/kobe/



Yakult
 (ヤクルト菌)
 400億個のL.カゼイ・シロタ株
ヤクルト400
 厚生労働省許可 保健機能食品(特定保健用食品)

株式会社神戸ヤクルト工場
 神戸市西区池上3-5-3 〒651-2111 ☎078(974)8960

お食事処・一品料理

河野屋

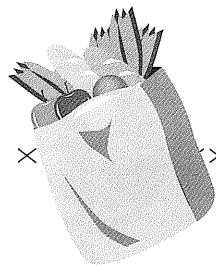
KAWANOYA

〒651-0085
 神戸市中央区八幡通4-2-12FRⅢビル
 河野勝雄
 TEL.078-221-6698

農林水産大臣賞受賞
 丹波屋仕立て 松茸佃煮 松茸昆布



兵庫県三田市中町4-3
 三田局 (079) 562-4552
 FAX (079) 564-2946



食品衛生法の一部改正について

— 食品衛生法が大改正されました —

健康部生活衛生課

食品の安全を確保するための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法の一部が改正されました。現在の食を取りまく環境の変化や様々な問題が顕著化したことから、食の安全性確保を最重点に位置付けるなどの抜本的な改正となっています。

法律は、平成15年5月23日に成立し、5月30日公布、その後、3ヶ月以内・9ヶ月以内・3年以内に段階的に施行されることとなっています。

法改正の概要

1 目的の改正	「国民の健康の保護を図る旨」を規定
2 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の責務	責務の明確化
3 食品等事業者の責務	食品の供給者としての責務の明確化
4 新開発食品等の販売禁止	規定の整備
5 販売禁止の対象となる獣畜の疾病等	規定の整備
6 残留農薬等に係る基準	ポジティブリスト制への移行
7 総合衛生管理製造過程制度	更新制の導入(3年)
8 食品衛生監視指導指針	国が都道府県等の監視計画策定の指針を作成
9 輸入食品監視指導計画	毎年度計画を策定・公表し、計画的に監視指導
10 都道府県等食品衛生監視指導計画	毎年度計画を策定・公表し、計画的に監視指導
11 命令検査の対象食品等	命令検査の対象食品の見直し
12 収去食品等の試験事務の登録検査機関への委託	収去検査を登録検査機関でも実施できるようにした
13 登録検査機関	指定検査機関から登録検査機関へ移行
14 食品衛生管理者	総合衛生管理製造過程承認施設についても、食品衛生管理者の設置を義務化
15 輸入業者に対する営業禁止処分	厚生労働大臣が行えるようにした
16 保健所長による調査及び報告	調査すべき要件の追加など
17 大規模・広域な食中毒発生時における厚生労働大臣による調査の要請	
18 国民などの意見の聴取	①新開発食品の販売禁止、食品の規格基準や表示基準及び監視計画の設定にあたって国民、住民の意見を求めること ②施策の実施状況を公表し、施策について広く国民、住民の意見を求めること ③消費者、事業者、住民の意見が反映される関係者相互の意見交換を促進すること
19 罰則の強化	表示義務違反等を含む

⇒ 食品等事業者の責務について ⇐

食品等事業者が食品の供給者としてその安全性の確保に責任を有することを明確にするため、また、食中毒発生時の原因究明や被害拡大防止のため、以下の責務内容が規定されました。

*食品等事業者：食品の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、販売等を行う事業者や集団給食施設等をいう。

食品等事業者の責務

(第3条関係) 公布後3か月以内施行

1. 通常時の措置

- ・ 知識及び技術の習得
 - ・ 原材料の安全性の確保
 - ・ 自主検査の実施
- 等に努める。

2. 記録の作成・保存

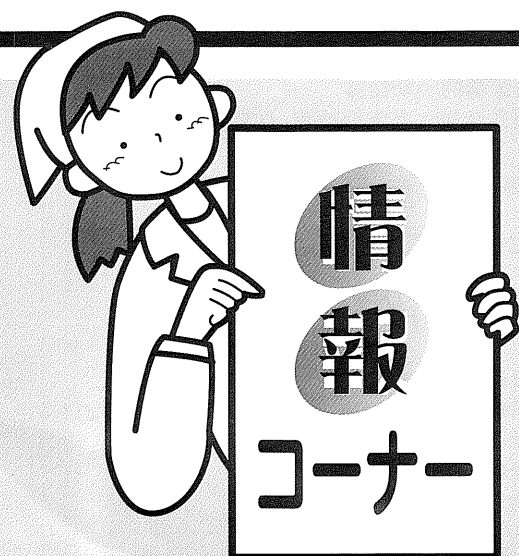
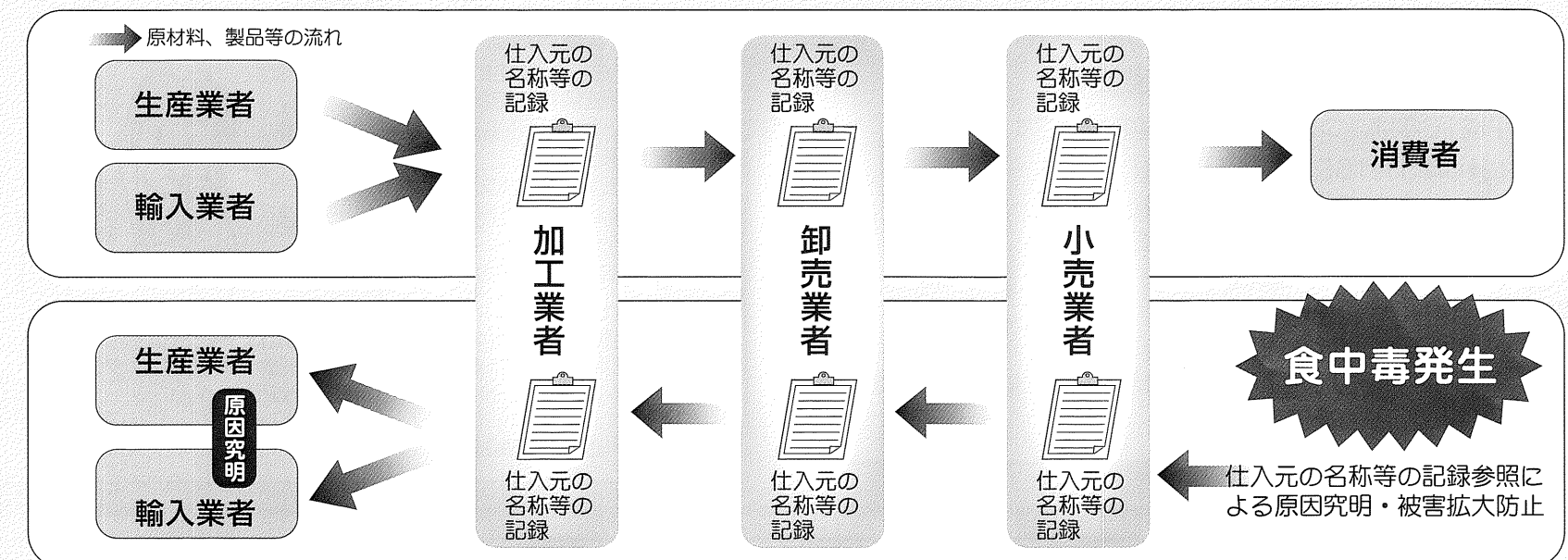
必要な限度において、仕入元の名称等の記録の作成・保存に努める。
⇒ 食中毒発生時の原因究明・被害拡大防止に活用

3. 危害発生時の措置

- ・ 2の記録の国・自治体への提供
 - ・ 廃棄等の措置
- を適確・迅速に講ずるよう努める。

食品等事業者の記録保存の努力義務

(第3条第2項・第3項関係) 公布後3か月以内施行



食品安全基本法の制定

BSE問題や相次ぐ偽装表示の問題、輸入食品から検出された残留農薬の基準違反等食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっていることに対処するため、平成15年5月に「食品安全基本法」が公布され、食品衛生法の大改正とともに「国民の健康の保護」を最重点とする体制が確立されました。その概要は次のとおりです。

- ① 食品の安全性の確保に関し基本理念（国民の健康の保護が最重要である）を定める
- ② 国・地方公共団体・食品関連事業者・消費者の役割を明らかにする

- ③ 食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する
- ④ 食品の安全性の確保は、食品供給工程の各段階（農林水産物の生産から食品の販売まで）においておこなう
- ⑤ 食品健康影響評価の実施
- ⑥ 食品関連事業者は食品の安全性の確保について第一義的責任を有している

「食品の品質期限」の表示を「賞味期限」に統一（平成15年7月31日告示）—2年間の猶予期間を経て—

食品の品質期限表示の「品質保持期限」と「賞味期限」が、平成15年7月末から「賞味期限」表示に統一された。2年間の猶予期間を経て表示が義務付けられる。

品質保持期限は厚生労働省の食品衛生法で、賞味期限は農水省の日本農林規格（JAS）法で定められた表示だが、いずれも「品質が十分保持できる期限」で、表示はどちらを使ってもよかった。このため店頭で表示が混在していることから、「同じ意味なのに表示が別々なのは分かりにくい」という指摘があり、さらに相次いだ偽装表示問題などを受け、両省が一昨年からの協議をはじめ、用語の統一を検討。「賞味期限」の方が多用されており、統一へのコストが抑えられるなどの理由から、この用語に一歩化することにした。

消費期限と賞味期限（食品衛生法・JAS法）

●消費期限
定められた方法で保存した場合、品質が急速に劣化する食品（おおむね5日以内で品質が劣化するもの）には、衛生上の危害が生じる恐れのない期間を年月日で表示します。

●賞味期限
定められた方法で保存した場合、品質の劣化が比較的緩やかな食品には、食品の品質の保持が十分に可能な期間を年月日で表示します。ただし、3か月以上品質保持が可能なものは年月表示でも可。
<賞味期限を過ぎても、すぐ食べられなくなるわけではないので、およその目安としてください。>

協会事業のご案内

① 調理師試験準備講習会

毎年、過去に出題された問題を中心にして今年の傾向と対策を講習するので大変好評を戴いている。これまでの実績をみると、受講した人の方が合格率が高くなっている。今年も志しを同じくする人達が多数参加され合格されますよう期待します。

調理師試験準備講習会

講習会は、つぎのとおり開催の予定です。

日時 平成16年6月3日(木)・4日(金)の2日間

午前10時から午後4時まで

場所 神戸市中央区楠町4丁目2番2号

神戸文化ホール(中ホール)

申込み 講習会の受講申込みは、平成16年5月初旬に、神戸市の各衛生監視事務所でお受付ます。

② アイスクリーム類の衛生講習会

今年も、神戸市ソフトクリーム衛生協会と共催でソフトクリーム製造従事者を対象に開催します。16年6月中旬に開催予定ですが、詳しい日程、場所は事前に各衛生監視事務所までお問い合わせ下さい。

③ フグ調理・衛生に関する特別講習会

今年も、9月下旬頃に開催予定ですが、詳しい日程、場所は事前に各衛生監視事務所までお問い合わせ下さい。

④ 食品衛生責任者の講習会

- (1) 食品衛生責任者養成講習会
対象 新たに食品衛生責任者となる方(調理師免許保有者等は受講免除)
申し込み等 講習会の日程等は別掲のとおりです。
受講料 4,000円
- (2) 食品衛生責任者実務講習会
対象 すでに食品衛生責任者になっている方
申し込み等 各区分に開催しますので、各衛生監視事務所までお問い合わせ下さい。
受講料 1,200円

食品衛生責任者(養成講習会)

※平成16年は、つぎのとおり開催の予定です。

日時 平成16年:1月15日(木)・3月10日(水)
5月18日(火)・7月6日(火)
9月16日(木)・11月16日(火)

午前9時から午後4時30分まで

場所 神戸市中央区東川崎町1丁目8-4

神戸産業振興センター(3階ホール)

申込み 講習会の受講申込みは、講習会の前月末日までに神戸市の各衛生監視事務所でお受付ます。

●各衛生監視事務所の管轄エリアと所在地(神戸市からのお知らせ)●

平成15年4月1日、神戸市の機構改革により従来の各区保健部衛生課が一部統廃合され、保健福祉局神戸市保健所の各衛生監視事務所となっておりますので以下にお知らせします。

名称	管轄エリア	所在地	名称	管轄エリア	所在地
東部衛生監視事務所	東灘区 灘区 中央区	〒650-8570 中央区雲井通5丁目1-1 中央区役所8階 Tel:232-4651 Fax:232-4657	垂水衛生監視事務所	垂水区	〒655-8570 垂水区日向1丁目5-1 垂水区役所2階 Tel:708-6230 Fax:708-6233
西部衛生監視事務所	兵庫区 長田区 須磨区	〒653-8570 長田区北町3丁目4-3 長田区役所5階 Tel:579-2660 Fax:579-2662	西衛生監視事務所	西区	〒651-2195 西区玉津町小山字川端180-3 西区役所3階 Tel:929-0050 Fax:929-0056
北衛生監視事務所	北区	〒651-1195 北区鈴蘭台西町1丁目25-1 北区役所3階 Tel:593-3250 Fax:593-2880	(参考) 神戸市保健所		〒650-8570 中央区雲井通5丁目1-1 中央区役所9階 Tel:232-7585 Fax:261-1410

⑤ (社)日本食品衛生協会の共済に加入しましょう!!

(1) イザという時あなたの保険は大丈夫ですか? 安全・有利な日食協生命共済に加入しよう!!

食協生命共済保険について

会員の福利厚生充実と食協各組織の活動強化を目的とした「食協生命共済保険」は「ジブラルタ生命保険株式会社」と業務提携を推進致しております。経済環境の厳しい中で、同社は世界最大級の金融サービス機関であるプルデンシャル ファイナンシャルの一員となって、保険財務格付やソルベンシー・マージン比率は強固な健全性を示しております。信用力の高い生命保険会社を選択することは、最終的には会員の福利厚生に役立つものと確信し、日本食品衛生協会は同社と団体契約を結び、全国の会員の皆さまに「食協生命共済保険」を広くおすすすめし、従来にましてお役立ていただきたいと考えております。

また、ジブラルタ生命はお客様と直結した「コールセンター」の設立や、「死亡保険金即日支払サービス」等同社独自のユニークなサービスを提供し、より多くのお客様に最高のサービスを図ることを目指しており、販売保険商品も「利回り変動型商品」等を投入するなど、まさに時代にマッチした生命保険会社であります。

(ジブラルタ生命は新しいサービスをご提供します)

- 死亡保険金即日支払サービス
 - らくらくコールサービス(電話による契約者貸付サービス)
- コールセンター 0120-37-2269
受付時間 AM8:30~6:30PM(土・日・祝日を除く)



取扱支社:ジブラルタ生命保険株式会社神戸支社 〒652-0803 神戸市兵庫区大開通5丁目2-22

(2) 食中毒・賠償事故に備えよう!!

食中毒・賠償事故対策!!

どこよりも安い掛金で補償します

それは…日本食品衛生協会の「食品営業賠償共済」

<例えば補償額 5,000万円の場合、食品営業賠償共済の年間掛金>

業種年間売上高	飲食店	仕出し弁当給食施設	食料品販売	食品製造業
3,000万まで	2,700円	6,500円	1,400円	1,400円
6,000万	12,000円	26,900円	5,200円	5,200円
1億円	20,000円	44,700円	8,600円	8,600円
2億円	40,000円	89,400円	17,200円	17,200円
5億円	67,300円	143,600円	32,500円	28,900円

注意)上記補償以外に 補償額は最大5億円まで設定可能です。
 <提供・販売した食品による事故は>…食品営業賠償共済でお支払いいたします。
 <珈琲をこぼしたり看板が飛んで被害を与えた場合は>…施設賠償特約でお支払い。
 <お客様から預かった物が汚れたり盗まれた場合は>…受託物賠償責任特約でお支払い。



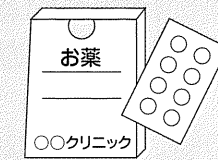
お問合せは…各衛生監視事務所の食品衛生協会または下記推進委員まで。食品営業賠償共済普及推進委員 垣谷 泰三(カキタニ) 〒658-0062 神戸市東灘区住吉台22-14 TEL 078-821-3677 FAX 078-821-4367 加入手続きから事故処理までトータルで応援いたします。

1 「医薬品」と「医薬部外品」ちがいがわかりますか?

お薬には、お医者さんから直接もったり、お医者さんの処方せんにより調剤薬局でもらう「**医療用医薬品**」と薬局や薬店で消費者が直接購入できる「**一般用医薬品(OTC薬・大衆薬)**」があります。いずれにしても、これらのお薬は、「薬事法」という法律に基づき「安全性」「効き目」などについて国の数多くの厳しい審査基準をクリアして、「承認」「許可」されたものであります。

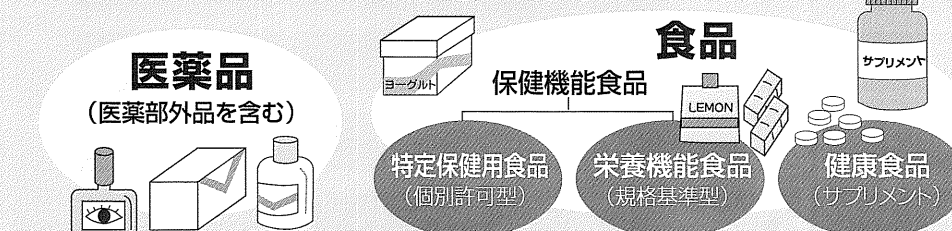
■「医療用医薬品」とは・・・

お医者さんと歯医者さんが診察した上で、その患者さんの症状や体質などを考えた上で出されるお薬です。ですからその患者さんにはよく効いても、他の人には、効き目がなかったり、悪い作用が出ることがあります。



■「一般用医薬品(OTC薬・大衆薬)」とは・・・

不特定多数の方に広く効き目があるように作られたお薬で、テレビのコマーシャルで放映されているお薬はこの部類に入ります。医療用のお薬よりも「穏やかな作用」であることから、症状が軽いときなどに利用すると便利なのはみなさんご存知の通りです。ただこのように手軽に利用できるお薬であっても、人によっては、副作用がでたり、お医者さんや歯医者さんでもらっているお薬との飲み合わせにより、効きすぎたり、効かなくなってしまうことがあるので、薬局や薬店でお薬を購入する場合には、『使用上の注意をよく読んでいただくとともに、医師・歯科医師・薬剤師によく相談して正しく利用していただく』ことが大切です!



最後に・・・

『お薬』の服用や『健康食品』の摂取にあたり、いくつかポイントをお伝えしておきます。

- (1) 『お薬』を服用する場合には、使用上の注意をよく読んで、正しく服用していただくことが、最大限に効果を引き出すとともに、副作用を防止することになります。
- (2) 『健康食品』はあくまでも『食品』であることをふまえ、『医薬品』のような『効果』を過大に期待してはいけません。また、効能・効果をうたったような体験談を載せたチラシや粉らわしい広告、表示、販売員のセールストークに過大な期待を寄せるのも禁物です(商品の表示や広告などの表現方法については法律で規制されています)。

なお、『健康食品』の摂取により体調に不具合が生じた場合には「直ちに摂取を中止する」とともに医師、薬剤師、各区役所の保健福祉部(衛生監視員・管理栄養士)、各衛生監視事務所、保健所、生活情報センター等に相談してください。

近年、テレビや雑誌、インターネットなどを通して「健康情報」が広く提供され、「健康志向」が高まる一方で、明らかに誇大であったり、粉らわしい表現などで消費者を惑わせる事例も数多く見られたように思われます。その最たる事例があの『中国ダイエツト食品』による健康被害ではなかったでしょうか・・・

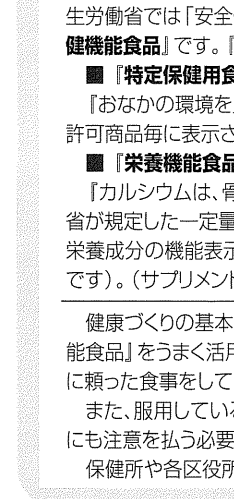
まずなによりも大切なこと・・・それは「規則正しい生活」と「栄養のバランスのとれた食事」ではないでしょうか!

神戸市では『健康こうえ21』を推進、みなさまの健康づくりを応援しております!

新年にあたり、今一度日本の優れた『食文化』を見なおすとともに『健康づくり』について、ご家庭で話し合ってみてはいかがでしょうか!

新しい年が、皆様にとって『よき年』であるますことを願いつつ・・・

神戸市保健所地域保健課 業務係 (078)232-7587



皆様、新年あけましておめでとうございます。今年も「健康食品」の分野が注目されています。健康食品は、お薬とは異なり、安全性や効果の面で厳格な規制を受けていません。そのため、消費者は購入する際に注意が必要です。健康食品は、お薬とは異なり、安全性や効果の面で厳格な規制を受けていません。そのため、消費者は購入する際に注意が必要です。

『医薬部外品』ってどんなもの?

最近、コンビニエンスストアや、駅の売店などで「ドリンク剤」が購入できるようになっていることは、ご存知でしょうか?

実はこのドリンク剤、以前は「薬局」や「薬店」でしか購入できない「医薬品」でしたが、昨今の規制緩和により一部の製品が「医薬部外品」に変更になったことがいささか驚かすところです。

このように、「医薬品」と同様「薬事法」という国の法律により「人体に対する作用が緩和な物であって、器具器械でないものなどで、厚生労働大臣が指定するもの」を「**医薬部外品**」といいます。

「医薬部外品」では、緩和な作用について厚生労働大臣が認めた効能をうたうことができます。ドリンク剤のテレビコマーシャルで「肉体的疲労時の栄養補給」という文言にお気づきになった方も多いのではないのでしょうか。

このほかにも「育毛剤、染毛剤、薬用化粧品、入浴剤、殺虫剤など」に医薬部外品がみられます。

「医薬品」と同様安全性などについて厳しい審査をうけていますが、「医薬部外品」は薬局、薬店以外の雑貨店、スーパーなどでも購入することができるのが特徴です。

2 『健康食品』ってどんなもの?

食品については「食品衛生法」という、国の法律で「薬事法」に規定する医薬品、医薬部外品以外のすべての飲食物」と定められています。以前は、カプセルなどの形のは『食品』としてはみとめられていなくても、規制緩和により、カプセル剤などの形であっても、『表示や宣伝文句に効き目をうたわない』『医薬品としか認められない成分を含まない』『医薬品特有の飲み方の表現(一日3回食後に1錠といった表現)をうたわない』『アンプルなど医薬品特有の容器、包装などでない』ものに限り、食品としても認められるようになりました。ご存知の通りこれまで、テレビや雑誌・インターネットの急速な普及などの影響もあり「健康ブーム」に乗じて、さまざまな「健康食品」(サプリメント等)が氾濫しています。

なかには「〇〇に驚異の効き目!」「利用者の声!」などと称して、医薬品や医薬部外品としての承認や許可を受けていないにもかかわらず、高額で販売した上、おもわぬ健康被害が生ずる事例も発生しているようです。

中国ダイエツト食品で健康被害、死者が発生したことは記憶に新しいところですが、『健康食品』の中には「医薬品」としてしか認められない成分が含まれているケースがあり、この場合無承認・無許可医薬品として法律の規制をうけるだけでなく、使用方法によっては重大な健康被害をひきおこすおそれがあるので、十分な注意が必要です。

『保健機能食品』を活用しましょう!

『健康食品』を選ぶといつてもどれを選ぶべきか、なかなかわからないのが正直なところではないでしょうか。厚生労働省では「安全性」や「有効性」などを考慮して基準や許可の制度を定めています。この基準を満たした食品が「**保健機能食品**」です。「保健機能食品」には、その目的や機能により「特定保健用食品」「栄養機能食品」の2種類があります。

■「**特定保健用食品**」とは・・・
「おなかの環境を良好に保つよう工夫された食品です」というように、特定の保健用途が個別許可商品毎に表示されています。(ヨーグルト、清涼飲料水、ビスケット等が許可されています)

■「**栄養機能食品**」とは・・・
「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」というように栄養成分の機能等が表示されています。厚生労働省が規定した一定量の栄養成分が含まれていれば、基準にしたがって「ビタミン」「ミネラル」等の栄養成分の機能表示をした上で「**栄養機能食品**」と表示できます(鶏卵以外の生鮮食品は対象外です)。(サプリメント、清涼飲料水、お菓子等数多くの種類のものが販売されています)

健康づくりの基本は「バランスのとれた食事」ですが、不足しがちな栄養素などを補給するには、これら「保健機能食品」をうまく活用したり「栄養成分表示」をよく見て選びましょう!『健康食品』を多量に摂取したり、『健康食品』だけに頼った食事をしていくと思わぬ健康被害をひき起こすおそれがあることにも気をつけていただきたいと思います。

また、服用している「医薬品」と「健康食品との飲み合わせ」によっては、思わぬ副作用が発生する可能性があることにも注意を払う必要があります。

保健所や各区役所の保健福祉部では食生活や健康についての相談を行っていますので、お気軽にご相談ください!

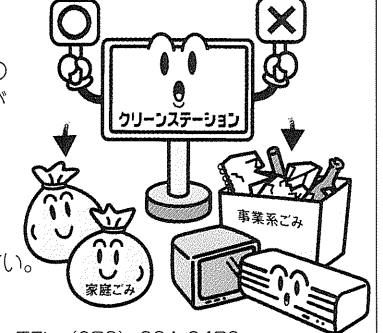
神戸市環境局からのお願い!!

事業系ごみはクリーンステーションに出さないで!

会社やお店など職場から出るごみは、すべて「事業系ごみ」です。事業活動そのものから出たごみはもちろん、従業員が飲食した弁当からなどもクリーンステーションには出させません。

Q 事業系ごみはどこに出すの?

A 「廃棄物処理法」と神戸市の条例により、事業者はすべての事業系ごみについて「自らの責任で適正に処理すること」が義務づけられています。事業系一般廃棄物の適正な処理方法としては、
① 神戸市の許可業者に依頼する
② クリーンセンターなど市の処理施設へ自己搬入する
という2つの方法があります。詳しくは下記へお問い合わせください。



【お問い合わせ先】
① 収集許可業者に関するお問い合わせ: 神戸市環境共栄事業協同組合 TEL (078) 331-3470
② 自己搬入に関するお問い合わせ: 神戸市環境局施設課 TEL (078) 322-5287
※なお、廃家電、パソコンについては、神戸市環境局減量リサイクル推進課にお問い合わせください。TEL (078) 322-5299

事業系ごみをクリーンステーションに出すと**不法投棄**になります。不法投棄には**5年以下の懲役**、または**1,000万円以下の罰金**が科せられます。

神戸市環境局事業系ごみ対策課 (078) 322-6431

あすの健康

あなたの健康づくりに奉仕します

- 主な事業
 - ・定期健康診断、特殊健康診断、消化器検診、肺がん検診、婦人科検診
 - ・人間ドック(1泊2日、半日) 脳ドック、骨粗鬆症検診
 - ・政府管掌健康保険生活習慣病予防検診
 - ・食品検査、水質検査、簡易専用水道定期検査、作業環境測定、環境計量証明事業
 - ・保健指導、講演会の講師派遣、フォーラム・セミナーの開催

—お問い合わせ・ご相談は下記までお気軽にどうぞ—

財団法人 兵庫県予防医学協会

- ◆健診センター 〒658-0046 神戸市東灘区御影本町6-5-2 外来健診☎078-856-7200 出張健診☎078-856-7211
- ◆保健環境センター 〒658-0046 神戸市東灘区御影本町4-4-20 保健検査☎078-856-2211
- ◆健康ライフプラザ 〒652-0897 神戸市兵庫区駅南通5-1-2-300 代表☎078-652-5201

「おくすり」と「健康食品」を利用して「健康づくり」を!